

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。